

京都市子ども・子育て会議条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第60号

京都市子ども・子育て会議条例施行規則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て会議条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とする。

第2条に見出しとして「(部会の招集及び議事)」を付し、同条第3項及び第4項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同条第5項中「子ども・子育て会議」の右に「(分科会に置かれた部会にあっては、分科会)」を加え、同条を第4条とする。

第1条の見出しを「(部会長)」に改め、同条第1項中「京都市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。))の」を削り、同条第2項中「委員」の右に「及び特別委員」を加え、同条第4項中「委員」の右に「又は特別委員」を加え、同条を第3条とし、同条の前に次の2条を加える。

(分科会長)

第1条 児童福祉分科会(以下「分科会」という。)に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する委員がその職務を代理する。

(分科会の招集及び議事)

第2条 分科会は、分科会長が招集する。

- 2 分科会長は、会議の議長となる。
- 3 分科会は、分科会に属する委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 分科会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 分科会長は、分科会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を京都市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)